

滝川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年2月27日(火) 13時51分から15時22分
2. 開催場所 滝川市庁舎3階301・302会議室
3. 出席委員(15人・議席番号順)

会長 木 幡 孝 雄

会長職務代理者 又 村 克 茂

委員 13人

4. 欠席委員 1人

5. 議事日程

- 1 会長あいさつ
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 会期の決定について
- 4 報告1 一般事務報告について
- 5 議案1 農地法第18条第6項の規定による届出について
- 6 議案2 農地法第3条の規定による許可申請について
- 7 議案3 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 8 議案4 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- 9 協議1 地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)に係る意見聴取について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 木 村 純

副主幹 種 田 佳 宏

係 長 酒 井 智 康

議 長	(会長、挨拶の後) それでは只今から第8回農業委員会総会を開催します。 本日出席委員は15名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。山口委員より欠席の届出が出ております。 議事日程2番、議事録署名委員の指名は、議長において指名してよろしいですか。
各 委 員 議 長	(異議なしの声あり) 本日の議事録署名委員に15番、平沢委員、16番、又村委員を指名いたします。 議事日程3番、会期の決定について、会期を本日限りとすることよろしいですか。
各 委 員 議 長	(異議なしの声あり) 会期は本日1日限りいたします。 議事日程4番、報告第1号、一般事務報告について、事務局に説明を求めます。
説 明 員	報告第1号、一般事務報告について説明します。 (報告第1号について資料により報告)
議 長	説明が終わりました。質疑意見を求めます。
各 委 員 議 長	(なしの声あり) なしということで質疑意見を終了いたします。報告第1号については、報告済・承認とします。 議事日程5番、議案第1号、農地法第18条第6項の規定による届出について事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第1号、農地法第18条第6項に基づく届出について説明します。今月は10件です。 1番、江部乙町 番、登記地目「田」5,898㎡、「畑」7,315㎡、さんとさんの3条賃貸借の解約です。借主の申出による解約です。老齢による規模縮小です。議案第4号で新規貸借します。 2番から4番まで借主である耕作者さんの申出による解約です。

	2 番、東町 番、登記地目「田」12,008 m²、 さんとの解約です。 3 番、東町 番、登記地目「田」17,756.38 m²、 さんとの解約です。 4 番、東町 番、登記地目「田」8,309 m²、 さんとの解約です。昨年3月に東滝川の さんの農地約3町を受けたことから、規模的に遠隔地の農地を手放さざるを得ない状況になったことから解約しました。周囲が住宅地ということもあり、現在次の耕作者は見つかっていない状況です。 5 番、江部乙町 番、登記地目「田」1,458 m²、 さんと さんの解約です。貸主の申出による解約です。水路等の事情から隣接地耕作者の さんが耕作した方が利便が良いことから、議案第2号で売却します。 6 番、江部乙町 番、登記地目「田」3,383 m²、 さんと さんの JA たきかわ転貸の解約です。貸主の申し出による解約です。農地集約に伴う遠隔地の農地の売却です。議案第2号で売却します。 7 番、江部乙町 番、登記地目「田」4,952 m²、 さんと さんの JA たきかわ転貸の解約です。貸主の申し出による解約です。農業廃業に伴う農地の売却です。議案第2号で売却します。 8 番、江部乙町 番、登記地目「田」34,220 m²、「畑」304 m²、 さんと さんの JA たきかわ転貸の解約です。借主の申し出による解約です。農業廃業に伴う農地の売却です。議案第2号で売却します。 9 番、北滝の川 番、登記地目「田」83,303 m²、「畑」8,546.10 m² さんと さんの JA たきかわ転貸の解約です。借主の申し出による解約です。昨年、賃借料の支払いで相対と転貸でトラブルが生じたことから相対にまとめるために解約するものです。議案第4号で引き続き貸借します。 10 番、西滝川 番、登記地目「畑」44,938 m²、 さんと さんの解約です。貸主の申出による解約です。利用集積計画の満了に伴い、引き続き法人の代表取締役の農地をその法人で農用地利用集積計画として借りることは望ましくないことから、議案第2号の農地法3条で新たに賃
--	--

		貸借します。なお、利用集積計画の解約日が 2 月 28 日、総会の許可日が 2 月 27 日ということで許可日以降も利用集積計画が残ってしまうことから解約としました。以上で説明を終わります。
議	長	説明が終わりました。議案第 1 号申請番号 5 番、6 番を除く 8 件について、質疑意見を求めます。
各	委 員	(なしの声あり)
議	長	質疑、意見を終了いたします。議案第 1 号申請番号 5 番、6 番を除く 8 件について、原案のとおり可とすることよろしいですか。
各	委 員	(異議なしの声あり)
議	長	議案第 1 号申請番号 5 番、6 番を除く 8 件について、原案のとおり決定とします。次に議案第 1 号申請番号 5 番については、私の案件になるので議長を職務代理に引き継ぎします。
委	員	議長を引き継ぎします。 申請番号 5 番について、農業委員会法第 3 1 条に基づき委員の退室をお願いします。
		(委員 1 4 : 1 0 退室)
議	長	申請番号 5 番について、質疑意見を求めます。
各	委 員	(なしの声あり)
議	長	質疑意見を終了いたします。申請番号 5 番については、原案のとおり可とすることよろしいですか。
各	委 員	(異議なしの声あり)
議	長	議案第 1 号、申請番号 5 番については、原案のとおり決定といたします。委員の入室をお願いします。
		(委員 1 4 : 1 1 入室)
議	長	会長が戻りましたので、議長を退任します。
委	員	議長を引き継ぎます。次に申請番号 6 番について、農業委員会法第 3 1 条に基づき委員の退室をお願いします。
		(委員 1 4 : 1 2 退室)
議	長	申請番号 6 番について、質疑意見を求めます。

各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑意見を終了いたします。申請番号 6 番については、原案のとおり可とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 1 号、申請番号 6 番については、原案のとおり決定といたします。委員の入室をお願いします。
	(委員 14 : 13 入室)
議 長	議事日程 6 番、議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について審議を求めます。事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明します。今月は、所有権移転 7 件、賃貸借権設定 1 件です。 1 番、東滝川 番、地目「田」、703 m²、 から さんへの所有権移転です。農地として占有していた土地を占有者である さんに売却するものです。金額は、57,500 円、反当たり 40,000 円です。 2 番、江部乙町 番、地目「畑」、2,168 m²、 さんから さんへの所有権移転です。相続した遠隔地の農地の維持管理困難になってきたところ、新しい農家住宅を建築するため用地を探していた さんが隣地の宅地と併せて購入するものです。隣接地江部乙町 番「宅地」659.57 m²と併せて総額 50 万円で売買します。 3 番、江部乙町 番、地目「田」1,997 m²、 さんから さんへの所有権移転です。遠隔地の農地の維持管理困難になってきたところ、水路等の事情から隣接地耕作者の さんが耕作した方が利便が良いことから、隣接地江部乙町 番「原野」319 m²と併せて総額 12 万円で売買します。 4 番、江部乙町 番、地目「畑」16,035.54 m²、 さんから さんへの所有権移転です。農業の廃業に伴い、近隣耕作者の さんが経営規模拡大のため、隣接地江部乙町 番「宅地」91.88 m²と併せて総額 30 万円で売買します。 5 番、江部乙町 番、地目「田」5,841 m²、 さんから さんへの所

		有権移転です。農業の廃業に伴い、現在貸借中の さんが経営安定化のため、1,285,020 円、反当たり 22 万円で売買します。 6 番、江部乙町 番、地目「田」3,926 m²、 さんから さんへの所有権移転です。農地集約に伴い、現在貸借中の さんが経営安定化のため、863,720 円、反当たり 22 万円で売買します。 7 番、東滝川 番、地目「田」2,949 m²、「畑」399 m²、 さんから、 さんへの所有権移転です。相続した遠隔地の農地の維持管理困難になってきたところ、現在貸借中の さんが経営安定化のため、隣接地東滝川番「宅地」1,278.93 m²と併せて総額 7 万円で売買します。 8 番、西滝川 番、地目「畑」44,938 m²、さんから さんへの賃貸借です。利用集積計画の解約に伴い、3 条で賃貸借します。反当たり 8,000 円、総額 359,504 円で期間は、許可日から令和 11 年 2 月 28 日まで。以上で説明を終わります。
議 長		説明が終わりました。議案第 2 号申請番号 6 番を除く 7 件について、質疑意見を求めます。
各 委 員		(なしの声あり)
議 長		質疑、意見を終了いたします。議案第 2 号申請番号 6 番を除く 7 件について、許可申請は許可相当とすることよろしいですか。
各 委 員		(異議なしの声あり)
議 長		議案第 2 号申請番号 6 番を除く 7 件について、原案のとおり決定とします。次に議案第 2 号申請番号 6 番について、農業委員会法第 3 1 条に基づき委員の退室をお願いします。
		(委員 1 4 : 1 2 退室)
議 長		申請番号 6 番について、質疑意見を求めます。
各 委 員		(なしの声あり)
議 長		質疑意見を終了いたします。申請番号 6 番について、許可申請は許可相当とすることよろしいですか。
各 委 員		(異議なしの声あり)
議 長		議案第 2 号、申請番号 6 番について、原案のとおり決定といたしま

議 長	す。委員の入室をお願いします。 (委員 14 : 13 入室)
議 長	議事日程 7 番、議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について審議を求めます。事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について説明いたします。今月は所有権移転 3 件です。 1 番、東町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積 1,990 m²、第一種中高層地域内、転用目的は雪堆積場の整備です。申請者は不動産業を営んでおり、申請地付近に自社の所有、管理する建物が複数あり、それぞれ雪捨て場の確保に苦慮していましたが申請地を取得することで管理する建物の除排雪ができることから取得することとなりました。別添資料 39 に位置図、施設の概要と工期については右側備考欄のとおりです。 2 番、新町 番、現況地目「宅地」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積 1,195 m²、第一種住居地域内、転用目的は駐車場整備です。申請地の付近に自社の所有、管理する建物がありますが、駐車場が狭いため苦慮していましたが申請地取得により問題解消できることから取得するものです。別添資料 40 に位置図、工期については右側備考欄、配置面積は記載のとおりです。 3 番、朝日町 番、現況地目「田」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積 330 m²、第一種低層地域内、転用目的はモデル住宅の建築です。申請者はモデル住宅を建築するため当該農地を取得することとなりました。別添資料 41 に位置図、施設の概要と工期については右側備考欄のとおりです。 以上 1 番から 3 番まで用途区域内にある第三種農地で周辺は宅地化が進んでおり、周辺の農地等への影響はなく転用目的も適正であり、必要な資金力もあり、農地転用して申請に係る用途に供することが認められますので審議をお願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。質疑、意見を求めます。

各 委 員	(なしの声あり)
議 員	質疑、意見を終了いたします。議案第 3 号について、許可申請は許可相当とすることで、よろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 3 号については原案のとおり決定といたします。
	議事日程 8 番、議案第 4 号、旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について審議を求めます。事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第 4 号、旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について説明いたします。今月は、貸借権設定が 2 3 件、使用貸借権が 6 件、所有権移転が 1 件です。 貸借権設定の内更新案件は 1 番から 1 7 番までの 1 7 件です。更新案件については、氏名と期間、1 0 a 当たり金額のみ説明とします。 1 番、 さんから さん、期間は 8 年間、10a 当りの賃借料は、「田」 5,000 円です。 2 番、 さんから さん、期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、「田」 8,000 円です。 3 番、 さんから さん、期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、「田」 11,000 円です。 4 番、 さんから さん、期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、「田」 11,000 円です。 5 番、 さんから さん、期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、「田」 7,650 円です。 6 番、 さんから さん、期間は 3 年間、10a 当りの賃借料は、「田」 5,600 円です。 7 番、 さんから さん、期間は 3 年間、10a 当りの賃借料は、「畑」 3,000 円です。 8 番、 さんから さん、期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、「畑」 3,000 円です。

	9 番、 さんから さん、期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、「田」 5,600 円です。 1 0 番、 さんから さん、期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、「田」 8,000 円です。 1 1 番、 さんから さん、期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、「田」 8,000 円です。 1 2 番、 さんから さん、期間は 3 年間、10a 当りの賃借料は、「田」 2,800 円です。 1 3 番、 さんから さん、期間は 1 0 年間、10a 当りの賃借料は、「田」 8,000 円です。 1 4 番、 さんから さん、期間は 1 0 年間、10a 当りの賃借料は、「田」 5,600 円です。 1 5 番、 さんから さん、期間は 1 0 年間、10a 当りの賃借料は、「畑」 3,000 円です。 1 6 番、 さんから さん、期間は 3 年間、10a 当りの賃借料は、「田」 5,600 円です。 1 7 番、 さんから さん、期間は 3 年間、10a 当りの賃借料は、「畑」 3,000 円です。 1 8 番からは新規案件です。 1 8 番、西滝川 番、現況地目「田」 7,130 m²、 さんから さんへの貸借です。隣接している から登記上の位置と実際の耕作地に誤差があったことから令和 3 年 12 月に農地法 3 条で取得していたのですが、農業廃業に伴い、 さんに貸借するものです。期間は 2 年間、10a 当りの賃借料は、7,000 円です。 1 9 番から 2 0 番までは さんの申出によるものです。賃貸料の支払いを一本化するため転貸を解約し、相対で行うものです。 1 9 番、北滝の川 番、現況地目「田」 83,303 m²、 さんからの賃貸借、期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。 2 0 番、北滝の川 番、現況地目「畑」 8,456.10 m²、 さんからの賃
--	---

	貸借、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、3,000 円です。 2 1 番、江部乙町 番、現況地目「田」12,684 m²、 さんから さんへの貸借です。 さんの経営規模縮小に伴い、隣地耕作者の さんに貸借するものです。期間は5年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。 2 2 番、江部乙町 番、現況地目「田」34,524 m²、 さんから さんへの貸借です。 さんの経営規模縮小に伴い、解約した農地を隣地耕作者の さんに貸借するものです。期間は5年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。 2 3 番、東滝川 番、地目「田」面積45,786 m²、 から さんへの賃貸借で期間は令和1 0 年2 月2 7 日まで、賃借料は、年額 201,440 円です。あっせんにより さんから買入れましたが即買入が困難なため、北海道農業公社で買い受け、 さんに貸付させるものです。賃貸料 201,440 円は、売買金額 10,072,000 円の2 %です。 2 4 番から2 9 番までは使用貸借です。内2 4 番が更新で以下新規案件です。 2 4 番、滝の川町 番、現況地目「田」3,350 m²、 さんから さんへの使用貸借、期間は3 年間です。 2 5 番、江部乙町 番、現況地目「畑」9,254 m²、 さんから さんへの使用貸借、期間は2 年間です。 さんと解約後、耕作者を探していましたが、土地条件が悪いことから中々見つからず、以前耕作していた さんが使用貸借であればとの申出があり、耕作することになったものです。この農地は、隣接している所有者とトラブルになったことから解約したのですが、 さんの農地はそのお宅とは一番遠い位置にあり、かつ間に さんが耕作していることからトラブルにはならないだろうと判断しました、高速道路と隣接している東1 0 丁目の さんの農地を現在も貸借していることもあり、今回申請となりました。 2 6 番、江部乙町 番、現況地目「畑」8,927 m²、 さんから さんへの使用貸借、期間は5 年間です。これまで さんが貸借していた農地ですが、利用集積計画更新時この農地は離れているため耕作しづらいこ
--	--

議 長 委 員	とから、近隣耕作者の さんが使用貸借することになったものです。 27番、江部乙町 番、現況地目「田」7,299.12 m²と28番、江部乙町 番、現況地目「畑」7,315 m²、 さんから さんへの使用貸借です。期間は2年、これまで さんが農地法3条による賃貸借で耕作していましたが、近年は賃貸料を取らず米の物々交換で耕作していましたが、 さんの老齢に伴い解約し、近隣耕作者で経営規模拡大を考えている さんが代わって耕作するものです。 29番、北滝の川 番、現況地目「田」8,089 m²、 さんから さんへの使用貸借です。期間は10年、これまで さんが耕作していましたが、農地の集約化のため遠隔地の農地の耕作を近隣耕作者で経営規模拡大を考えている さんが代わって耕作するものです。土地条件が良くないことから使用貸借となりました。 30番の所有権移転については、あっせん委員より説明します。以上で説明を終わります。 所有権移転申請番号30番について、滝川東地区あっせん常任委員会副委員長から説明をお願いいたします。 滝川東地区あっせん常任委員会の結果を報告いたします。30番、売り手 さんから北滝の川 番、地目「田」30,541 m²「畑」2,578 m²の売渡のあっせんの申出が1月10日にありましたので、東5の1、5の2農事組合及び耕作者 さんに農地あっせんの申出を通知したところ、 さんから買受けのあっせん申出があったことから、滝川東地区あっせん常任委員会を2月16日午前9時57分から市役所4階401会議室で開催しました。出席者は売り手 さん、買い手 さん。委員の出席は滝川地区7名、事務局2名の出席の中あっせんを行い、あっせんは成立となりました。あっせん結果の内容は、面積「田」30,541 m²「畑」2,578 m²、土地条件として、暗渠が入っているところと入っていないところがある、住宅、納屋のあったところは現況証明で畑としているが基礎や石がまだ出てくる。価格としては10a当たり暗渠の入っている「田」27万円、暗渠なしが25万円、「畑」1万円、総額7,901,750円となって
-----------------------	---

		います。附帯物件はありません。以上のあつせんとなりましたので報告いたします。
議	長	説明が終わりました。議案第４号、貸借権設定申請番号３番から７番及び２９番を除く２４件について、質疑、意見を求めます。
各	委 員	(なしの声あり)
議	長	質疑意見を終了します。貸借権設定申請番号３番から７番及び２９番を除く２４件について、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各	委 員	(異議なしの声あり)
議	長	議案第４号、貸借権設定申請番号３番から７番及び使用貸借権設定申請番号２９番を除く２４件について、原案のとおり決定といたします。次に、賃貸借権設定申請番号３番及び４番については、農業委員会法第３１条に基づき委員の退室をお願いします。
		(委員１４：３９退室)
議	長	貸借権設定申請番号３番及び４番について、質疑意見を求めます。
各	委 員	(なしの声あり)
議	長	質疑意見を終了いたします。議案第４号、賃貸借権設定申請番号３番及び４番については、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各	委 員	(異議なしの声あり)
議	長	議案第４号、貸借権設定申請番号３番及び４番については、原案のとおり決定といたします。委員の入室をお願いします。
		(委員１４：４０入室)
議	長	次に、貸借権設定申請番号５番については、農業委員会法第３１条に基づき委員の退室をお願いします。
		(委員１４：４１退室)
議	長	貸借権設定申請番号５番について、質疑意見を求めます。
委	員	7,650 円に設定したのはなぜか。
説 明	員	今回、５枚の農地を一つにまとめたが、 番は単価が安い田だったの

		で合計 182,000 円くらいだったのだが元々狭い、形状が悪いということで 2 万くらい下げてくれと言う要望があり、2 万下げて均等計算したら 7,650 円になり双方ともこの金額で良いとのことから設定しました。
議 長		他にございませんか。
各 委 員		(なしの声あり)
議 長		質疑意見を終了いたします。議案第 4 号、貸借権設定申請番号 5 番について、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各 委 員		(異議なしの声あり)
議 長		議案第 4 号、貸借権設定申請番号 5 番については、原案のとおり決定といたします。委員の入室をお願いします。
		(委員 1 4 : 4 3 入室)
議 長		次に議案第 4 号、貸借権設定申請番号 6 番及び 7 番については、私の案件になるので議長を職務代理に引き継ぎします。
委 員		議長を引き継ぎします。
		貸借権設定申請番号 6 番及び 7 番について、農業委員会法第 3 1 条に基づき委員の退室をお願いします。
		(委員 1 4 : 4 3 退室)
議 長		貸借権設定申請番号 6 番及び 7 番について、質疑意見を求めます。
各 委 員		(なしの声あり)
議 長		質疑意見を終了いたします。貸借権設定申請番号 6 番及び 7 番について、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各 委 員		(異議なしの声あり)
議 長		議案第 4 号、貸借権設定申請番号 6 番及び 7 番については、原案のとおり決定といたします。委員の入室をお願いします。
		(委員 1 4 : 4 4 入室)
議 長		会長が戻りましたので、議長を退任します。
委 員		議長を引き継ぎます。次に使用貸借権設定申請番号 2 9 番について、農業委員会法第 3 1 条に基づき 委員と 委員の退室をお願いします。
		(委員、委員 1 4 : 4 5 退室)

議 長	使用貸借権設定申請番号 29 番について、質疑意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑意見を終了いたします。議案第 4 号、使用貸借権設定申請番号 29 番については、許可申請は許可相当とすることよろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 4 号、使用貸借権設定申請番号 29 番については、原案のとおり決定いたします。 委員、 委員の入室をお願いします。
	(委員、委員 14 : 46 入室)
議 長	ここで、暫時休憩します。
	休憩 14 時 47 分
	再開 14 時 57 分
議 長	それでは再開します。
	議事日程 9 番、協議第 1 号、地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）に基づく要請について審議を求めます。所管の農政課に説明を求めます。
説 明 員	1 枚目がまとめたもので、2 枚目以降が地域計画の様式ですが、わかりづらいので 1 枚目のまとめたもので説明していきます。
	農地の状況と地域の課題、それに対する地域の目標をまとめたものです。5 枚目の「4 地域内の農業を担う者一覧」をご覧ください。農業者別の農地の一覧です。これが地域計画で記載する農業者ごとの現状面積と 10 年後の面積ということで、基本的には農業委員会で把握している情報を元に整理しています。ここに記載されている人は認定農業者で 10 年後は明らかに離農を考えていて相談を受けている人のみ 10 年後の面積を調整しています。あくまでこれは内部向けの一覧ですが、最終的には市のホームページ等で公表しなくてはなりません。その際には氏名のところは数字等で伏せた形にして公表されます。
	地域計画の中身ですが、1 枚目の素案をご覧ください。
	地域農業の課題～水活見直しに伴う畑地の拡大
	畑作物の収量減少

	農家戸数の減少 これが大きい課題となります。それを踏まえて 地域農業の方向性～スマート農業技術の普及 収量向上に向けた栽培技術の普及 新規作物の拡大等 改良区で進めている基盤整備事業の推進 温室効果ガス削減に向けた脱炭素技術の検証 地域おこし協力隊制度を活用した経営継承の推進 農業塾事業による後継者の育成 農地中間管理機構の活用による農地の集約化 このような形で投げかけています。これで良ければ2週間の縦覧公告の後、3月30日の地域計画の策定ということで事務を進める予定になっています。
説 明 員	補足として、「4 地域内の農業を担う者一覧」ですが農業委員会事務局のデータが主となっています。集積率70%以上の市町村については現状で良いとのことから現状で示していますが、近年で間違いなく離農する人はそのように記載しています。備考欄「道内の認定農業者等」と記載していますが、これは10年後、現状の人ができなくなった場合のリリーフみたいなものです。地域計画を変更しなくてもすむようになっています。道内としているのは留萌や深川から来ている農業者がいるからです。今後、3条等細かいところは農業会議や中間管理機構と詰めていくことになると思いますが、大きく変わるということで認識してください。
議 長	説明が終わりました。質疑意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑意見を終了します。協議第1号について、「意見なし」ということで回答することよろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	協議第1号については、「意見なし」ということで回答といたします

議 長 説 明 員 議 長	す。本日の議案については、以上でございます。 その他団体推薦の委員さんから連絡事項等ありましたらお願いいたします。 (各推薦委員から事務連絡あり) その他、事務局からお願いいたします。 (行事日程について資料に基づき報告) 第9回総会は3月28日14時00分からということで決定します。 以上をもちまして、第8回滝川市農業委員会総会を閉会いたします。 皆さんご苦労さまでした。(15:22)
------------------------------------	---